- 現行制度においては、認可保育所の最低定員を原則60人以上とした上で、一定の要件を見たす場合に20 人まで定員を引き下げることを可能としているが、
 - ・ 定員60人以上の保育所の設置は、相当の初期投資費用を必要し、機動的な設置が難しいこと
 - ・ 卒園後の就学などを含め子どもが地域で育っていくことや、サービス利用形態からも、<u>日常生活圏域に密着</u> したサービスであることが求められていること
 - ・ <u>小規模で家庭に近い環境</u>の中で保育が行われる形態として家庭的保育事業があるが、同事業は、家庭的保育者と補助者が、5人までの乳幼児を保育することを念頭においていること

等を踏まえ、定員規模の要件のあり方、小規模なサービス形態をどう考えるか。

- 一人ひとりの子どものニーズなどに応えるためには、人員配置(小集団化など)や専門職の配置などの保育 所職員の配置基準は、どのようにあるべきか。(第13回(10/6)の検討の視点)
- 保育従事者の<u>保育士資格要件</u>について、家庭における子育てとは異なり、<u>他人の子どもを責任をもって預かり、</u> 集団的に養護・教育するという保育の特性(例えば4歳以上児の配置は30:1)や、親支援や障害のある子ども の受入れなど<u>保育所の役割の深化・多様化も踏まえ、どう考えるか。</u>
- 認可外保育施設において、現に保育に従事している者の約4割は保育士資格を有していない現状を踏まえ、 業務に従事しながらの資格取得を含め、従事者の質の向上をどのように図っていくべきか。
- 認可外保育施設の質の向上に対する支援を強化し、必要な基準を満たすサービスへ移行を進めるとともに、 基準を満たすサービスの量の拡充を進めたとしてもなお、<u>給付対象となるサービスのみでは、需要を満たし得ない地域</u>が生じる場合、<u>公平性の観点及びサービスの質の確保の両面から、どう考えるか</u>。